

第3回検討委員会における委員意見及び事務局の考え方等について

I 条例の項目、内容について

No.	委員意見	事務局の考え方	関連条項 (修正後)
1	総括所見（日本の第1回政府報告に関する国連の障害者の権利擁護委員会の総括所見）の中で、最も厳しい言葉が使われているのが、脱施設化とインクルーシブ教育。決して主観的な評価ではなく、特に脱施設化とインクルーシブ教育が重視されている（事前意見のとおり修正してほしい）。	障害者基本法、障害者差別解消法は、障害者権利条約で示されている「社会モデル」に基づく対応を図ったものとされているが、障害者の権利擁護委員会の総括所見における「人権モデル」の考え方に基づき、脱施設化やインクルーシブ教育を更に推進することは重要と考えている。前文に、改めて条約の趣旨を踏まえてインクルーシブの考え方に基づく取組を推進していくこと、基本理念（第3条）	前文 第3条第1号、 第2号、第3号
2	総括所見に「社会モデル」は1回も出て来ないで、「人権モデル」に置き換わっている。合理的配慮は、その人に向けて必要な支援を提供するという面が強く、権利条約でも「特定の場面において」と定義されていて、個別的概念ということになっていて、それだけだとまだ実は弱い。分けずに、その人に必要な支援は届けるのが人権モデル。合理的配慮の概念だけで人権は導けなかった。人権モデルに基づいて、職場や地域が育っていかないと、インクルーシブ社会にならない。これを全部書き込むのは難しいかもしれないが、まだ日本には根づいていなが、何とか「人権モデル」という言葉を入れてほしい。	に、「人権の主体」として尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること、どこで誰と生活するかについて選択の機会が確保され、地域社会における共生が妨げられないことについて記載する。また、保育や教育の場におけるインクルージョンに関しては、意見を踏まえ修正する。	
3	先ほど（の説明で）「共に学ぶ」を入れるなら「共に働く」も（入れる必要性）というのは考えたりしたが、人生の時間的な順番で、まず「育ち、学ぶ」ところから始まる。それができていないのに「共に働く」ことは多分できない。だからインクルーシブ教育が重視されて、特に強い勧告を受けていると思っている。スタートの段階である保育とか教育の分野でまずインクルーシブしていかないと、その先のインクルーシブな社会はないという意味で、ここはやっぱり特出しすべき。		

4	<p>身体障害というのが具体的にはわからないのではないか。聴覚（障害）、視覚（障害）と具体的に載せたらどうか。</p>	<p>身体障害者福祉法における定義においても聴覚障害、視覚障害等の個別の障害は規定されておらず、また、個別の障害を規定しようとする多くの障害を列挙せざるを得なくなることから、案のとおり、障害者基本法に準じた規定ぶりとする。個別の障害については、条例解説等において、主な特性や必要な配慮と併せて説明し、県民の理解等を促進することとしたい。</p>	<p>第2条第1号</p>
5	<p>「社会的障壁（バリア）」と記載した方がよいのではないか。（後日意見）</p>	<p>意見を踏まえ追記する。</p>	<p>第2条第2号 ※前文（追加）</p>
6	<p>前回検討会後に、ある委員から「社会的障壁」は「バリア」のことかと聞かれた。そうですと答えると、分かりにくいから「バリア」とした方がいいのではないかという話が出た。「社会的障壁（バリア）」とすることも考えられる。</p>		
7	<p>意思の表明について「認識し得る場合を入れてほしい」という意見は、合理的配慮の定義に「意思の表明」が入っている現行の差別解消法を前提にした意見なので、そこが変われば、そもそも必要がなくなる意見だと思う。今回の条例案のように「意思の表明」が入っていない定義であれば、上乘せ・横出し条例、合理的配慮をより広く認める条例になるので、もうこの「意思の表明」という言葉が第4条とか第6条に入らなくてもよいのではないか。入ることで、逆に「意思の表明が必要なのか」と感じて、定義との整合も切ってしまうと思った。</p>	<p>別記の1のとおり</p>	<p>第2条第4号 第4条（第2項削除） 第6条（第2項変更） 第7条（追加） 第8条（追加）</p>

8	<p>第2条と、その後の第4条、第6条を見たときに、やっぱり分かりづらくなっているので、まず「意思の表明」について、法律を使うのか、新潟市の条例はもっと砕けて表現しているが、その言葉（意思の表明）は多分必要だと思う。その上で、意思の表明がなくても、社会的障壁を除去することを認識し得る場合というか、その横出しの部分で、並列的に書く必要があると思う。というのは、やはり特に事業者とか、この「合理的配慮」を見たときに、どこまで、どういうことなのか、やはり分かりづらいと思う。実際に市の方でも、「合理的配慮って、結局どういうことなのか」という問い合わせ等があるので、そこは条例の中で整理したほうがよいと考える。</p>		
9	<p>意思の表明は、権利条約にも障害者基本法にも書かれていない。突然、障害者差別解消法で出てきた文言なので、本当にいらぬと思う。</p>		
10	<p>この号のみ「子ども」に限定した内容となっているが、条文の内容・構成として適当か。「子ども」について定義する必要はないのか。（後日意見）</p>	<p>まず誰もがともに育ち、学ぶことから、県民の障害等についての理解が深まり、障害を理由とする差別が解消されるという考え方に立ち、基本理念において、子どもを特出しする規定を設けることとしたもの。「子ども」の定義については、新潟県子ども条例（平成6年新潟県条例第25号）においては「心身の発達の過程にある者をいい、子ども施策の対象となる子どもの範囲は、施策ごとに定める」としているところであり、理念的規定でもあることから、特に定義は不要と考えている。</p>	第3条第2号
11	<p>就労については、職場の環境づくりだと思う。新しい職場にいるが、自身が知的障害者なので、やっぱり環境をちゃんとして、仕事内容とか分かりやすくしていくことによって、差別とかはなくなっていくんじゃないかと思っている。就労に関しては、働きやすい環境を作っていただきたい。</p>	<p>意見を踏まえ、事業者の役割として、必要な環境の整備に努めることを追記する。</p>	第6条第2項
12	<p>仕事をする環境の中で、分かりにくいとか、分かりづらいものをどういうふう理解していくかについては、周囲がきちんと本人を理解していくことが大事なことはあるが、条例の中での表現は非常に難しい。</p>		

13	京都府や高知県（の条例）を見ると、障害者への医療提供について言及していく方がよいと思う。特に強いところは「医師が利用者に提供しなければならない」というふうな表現がある。医療の提供については、是非とも1行でもよいので「差別を受けることなく医療を受けることができる」とすると、とても素晴らしい新潟県ができるのではないかと思う。	別記の2のとおり	第6条 第7条 第18条
14	差別を受けることなく医療を受けることができる旨の規定が求められたのは大変貴重な意見であり、医療における差別禁止を明記することが必要だと思う。そうするとやはり、他の条例にもあるように、個別分野ごとの差別禁止規定が必要になるのではないか。（後日意見）		
15	第8条（修正後第9条）第2項中「第1項」を「前項」に修正。（後日意見）	「第1項に関する相談」について、第1項で「特定相談」と定義する。	第9条第2項
16	「助言等」「調整等」の「等」は何を指すのか。規則で定めない場合は条例で具体的に定める必要があるのではないか。（後日意見）	あっせんの申立て支援について規定する（第3項）こととし、「等」は削除する。	第9条第2項1号、第2号
17	関係者の協力義務のところは、具体的な条文（明石市条例）の例のとおり、是非これ（関係者の協力義務とあっせん申立て支援）を検討いただきたい。	意見を踏まえ追記する。	第9条第2項第3号（追加）、第3項（追加）
18	他の地方自治体の条例を見ると、助言については申立てがあった場合に行うというところがある。やはり、申立てがあったら助言できるような書きぶりでない困るのではないか。	本条例における「助言」は、行政指導としての助言ではなく、相談支援活動中での助言であり、行政指導的な「あっせん」を求める場合にのみ「申立て」を行うこととしている。 なお、事業主からの差別については、障害者の雇用の促進等に関する法律において紛争の解決のための具体的手続が定められており、県に相談があった場合には、労働局による援助が行われるよう相談支援を行うこととなる。 これも踏まえ、あっせんの申立てについては、「県による相談支援を経ても」差別事案の解決が期待できないと認められるときにできるものとする。	第9条第2項第13条

19	<p>最初にできた千葉県条例は、たくさんの地域相談員を任命してるが、全く新しく任命してるのではなく、知的障害者相談員とか身体障害者相談員とか既存の人たちに任命している。この人たちが地域相談員だというリストがあることで、この身近な人に相談すればいいんだというのが分かるので、効果としては全然違うだろうと思っている。</p>	別記の3のとおり	第10条 第11条 第12条
20	<p>千葉県は広域専門相談員を14圏域に1人ずつ置くということをしたので、新潟も圏域に、地域振興局にそういう方を置くというようなことも一案かと思う。</p>		
21	<p>県に対し相談することができると思っているが、それってどこって思うので、どこの誰に相談していいのかわかるような内容にさせていただけると嬉しい。</p>		
22	<p>差別を受けたとか、そういった意識がない当事者の方もいらっしゃるし、そういった理解ができない方のためにも、アドボケーターといった、地域で活動するような存在の方がいらっしゃると、それに気付いたり、その人の権利を守ることもできると思う。熊本県を参考にすると、広域専門相談員は、県の障害者支援課に4名配置されていて、専用の電話やメールで相談を受けて、地域相談員と連携を図り、事案の解決に努めている。地域相談員は、各市町村で委嘱している身体障害者相談員とか知的障害者相談員、並びに精神障害に関する相談員として地域活動支援センターなどに勤務する精神保健福祉士などがその役割を担っているということで、この2つが連携をして、相談体制をとるということが結構有効かと思う。</p>		
23	<p>アドボケーター的なものを相談支援体制の中に組み込むために、県の専門アドバイザーの制度を利用し、県内の核になるような方の何名かにお願いして、その業務を行うことは不可能ではないと感じている。広くスーパーバイズできるような人材というのは、ある程度確保できると思うが、やはり条例という背景がきちんとできた上でお願いすることは必須かを感じる。</p>		

24	精神障害者は、相談するにも、なかなか言いづらいとか、相談してしまった後に具合が悪くなるとか、色々ある。ピアサポーターという、精神障害者当事者が相談を受けるというのも一つのよい案ではないか。
25	障害には色々な特性があるので、相談を受ける側がその障害特性を理解していただけないと、相談をして、そこでまた傷ついてしまうということもあると思うので、やはり相談を受ける体制については、非常に細かく配慮していただきたい。やはり障害者が相談を受ける、相談員に入るというところも検討していただきたい。
26	アドボケーター的なものを相談支援体制の中に組み込むために、県の専門アドバイザーの制度を利用し、県内の核になるような方の何名かにお願いして、その業務を行うことは不可能ではないとは感じている。広くスーパーバイズできるような人材というのは、ある程度確保できると思うが、やはり条例という背景がきちんとできた上でお願いすることは必須かと感じる。
27	相談機関を作っても、家族とか当事者から何も利用がなければ効果がないようなところあるものでして、基本となるものは、やっぱりしっかり作っていくのが大事だと思う。
28	資料2のNo.44で「本県においては、県及び市町村が障害者の差別に関する相談対応を適切に行い」とあるが、市町村では、人事異動があり、どうしても力量に差ができてしまう。慣れてない方は、どうしても孤立してしまいがちで、条例として孤立させたくないと思う。市町村の相談員が困ったときに、今の条例案では、あっせんしかないように見えるが、いきなりあっせんはハードルが高いと思うので、相談という肩書きの方と相談して、それでも駄目な場合に、あっせんの方をお願いするという段階を踏んだ方がありがたい。その体制が条例に明記してあれば、困ったときに条例に戻れる。

29	<p>研修を受けてもらって今日から地域相談員というのもあるかもしれないし、既存の仕組みを使った方がスムーズにスタートできるということなら既存の何らかの相談員を使う。その一つが知的障害相談員とか身体障害相談員だが、精神についてはそれに相当するものがないので、相談支援事業所の相談員のような方を指名するのもありだろう。条例に基づいて新たに指名するので一応別なんだけれども、それを兼ねる状態になるかもしれないということだと思う。</p>		
30	<p>最近、飲食店、特にファミリーレストランの注文等がタブレット方式等になり、視覚障がいの方、知的障がいの方にとって困難な状況とっている。人員不足だったり十分理解できるが、本人たちの行動範囲(生活の楽しみ等)が狭まってしまっているように感じる。盲導犬、聴導犬の入店拒否はしないようになってきてはいるが、タブレットによる注文、セルフレジでの支払い等に対する飲食店業界の合理的配慮について、業界の方たちのご意見も聞き、当事者、企業側が歩みより、どうすることが良いのか考えていくことが大切と思う。(後日意見)</p>	<p>タブレット型端末やセルフレジの使用が困難な障害者については、事業者による合理的配慮が必要であり、周知を図っていく。</p>	第14条

II 条例の名称について

No.	委員意見	件数 (複数意見あり)
1	障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例	4
2	障害のある人もない人も共に暮らす(暮らしやすい)社会づくり条例	9
3	ともにいきるにいがた条例(略称)	1
4	インクル条例(略称)	1
5	障害や障害者に関する条例(障害への理解、差別解消など)であることが想起できるもの	1

Ⅲ 条例制定に向けた進め方等について

No.	委員意見	事務局の考え方	備考
1	障害の「害」を、ひらがなにしてほしい。	別記の4のとおり	
2	当事者が果たしてこれ（条例）が分かるかが、どうしても一番最初に気になる。「わかりやすい版」とか、用語に関して「あっせん」はこうだ、「社会的障壁」はこうだというリストを作っていたかかないと、「何を言っているんだ」という話になってしまうかもしれないので、今後の進め方について検討いただきたい。	「わかりやすい版」その他の方法により、広く県民に条例の内容を理解していただけるよう、作業を進めていく。	
3	タウンミーティングの件について、手話通訳派遣をお願いしたい。また、当事者団体に呼びかけるようお願いしたい。（後日意見）	意見のとおり対応する。	

※ 検討委員会の進め方についての意見は除く。

1 合理的配慮の考え方と条例の規定について

合理的配慮については、障害者基本法においては、「それ（社会的障壁の除去）を必要とする障害者が現に存し」と規定され（第4条第2項）、意思の表明を前提としていないが、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）においては、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合」とされている（第7条第2項、第8条第2項）。

その理由については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律Q&A集（平成25年6月内閣府障害者施策担当）において、「配慮を求められる相手方から見て、当該者が障害者なのか、配慮を必要としているか否かが分からない場合についてまで、具体的に配慮を義務付けることが困難なため」と説明されている。

こうした背景及び委員意見を踏まえ、本県条例においては、社会的障壁の除去を必要とする障害者に対して、県及び事業者はもとより、全ての県民が可能な限りの合理的配慮を行い、障害を理由として権利利益が侵害されることのない社会の実現を目指し、合理的配慮等について次のように規定することとしたい。

- ・合理的配慮の定義に「障害者が現に社会的障壁の除去を必要としていることが認識できる場合」を加え（第2条第4号）、「意思の表明がなくとも、その意思を認識し得ることができる場合は、合理的配慮の提供に努める」旨の規定は削除する（第4条第2項及び第6条第2項）。
- ・あわせて、県及び事業者は、合理的配慮（意思を認識し得ることができる場合を含む）を行わなければならないこと、県民は、合理的配慮に関し必要な協力を求められた場合には、応ずるよう努めることについて、規定を追加する（第8条）。
- ・加えて、「何人も、不当な差別的取扱いを行ってはならない」とする規定を追加する（第7条）。

2 分野ごとの差別禁止の規定について

医療や福祉など障害者が利用する機会の多い分野において、不当な差別なくサービスが提供されることは非常に重要であるが、サービス分野を特出しして、例えば「差別することなくサービスを提供しなければならない」というような規定を設けることは、他分野における対応の必要性が低いように受け止められるおそれもある。

本県の条例は法律で対応しきれないことを中心に規定する方針であり、前記2のとおり「何人も、不当な差別的取扱いを行ってはならない」とする規定を追加する（第7条）とともに、障害者差別解消法の改正により、事業者による合理的配慮の提供も義務になっていることから、各分野における対応指針を周知するなど、啓発活動（第18条）を進めることにより、全分野における障害者差別の解消を推進していきたい。

なお、他県等において、サービス分野を列挙した上で、それぞれ不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供について規定している条例はあるが、その多くは同法の施行前に制定されたものである。

3 相談支援体制の整備

相談支援体制については、条例には具体的に規定せず、「相談に対応するために必要な体制の整備を図る」としていたが、本検討委員会において具体的意見が多く出された。

委員意見を踏まえ、相談支援体制の骨格について次のように規定することを検討したい。

- ・ 県の相談機関をはじめ、県内の相談機関を周知する（第10条第1項）。
- ・ 県の相談機関のうち中心的な役割を果たすもの（センター）において、相談支援のほか、市町村その他の相談機関に対する専門的、技術的な援助を行う（第10条第2項）。
- ・ 地域相談員は、センターに対し相談支援（対応）を求めることができる（第11条）。

※地域相談員として身体障害者相談員、知的障害者相談員、その他の相談員（ピアサポーター等）を規定。市町村が委託する身体障害者相談員等に対し、県が重ねて障害者差別に係る相談業務を委託するよりは、市町村との連携の下、県が身体障害者相談員等の相談援助活動を支援する方が適当と考えるもの。市町村に対し、地域相談員として周知する身体障害者相談員等を照会し、相談機関と併せて周知することを想定。

- ・ 県は広域専門相談員を委嘱（第12条）。いわゆるアドバイザーとして、センターを含む相談機関に対し、専門的、技術的な援助を行っていただくことを想定。

4 「障害」表記の考え方について

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第32条に基づき、平成24年に設置された「障害者政策委員会」において、「法制上の「障害」の表記の在り方については、障害者権利条約における新しい障害の考え方を踏まえつつ、今後の国民、特に障害当事者の意向を踏まえて検討する」（「新「障害者基本計画」に関する障害者政策委員会の意見」（平成24年12月17日））とされた。

新しい障害の考え方とは、「社会モデル」と言われるもので、「障害＝バリア」は、社会（モノ、環境、人的環境等）と心身機能の障害があいまって作り出されているもので、その社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるとする考え方である。

※「社会モデル」に対して、障害は個人の心身機能の障害によるものであるという考えを「医学モデル」という。

さらに、障害者権利条約に係る国連障害者権利委員会の「日本の第1回報告に対する総括所見」（令和4年9月）においては、障害の原因や責任は専ら社会の側にあるとし、障害者を人権の主体と認め、障害者自身の権利主張を尊重するとともに、権利を保障する責任が社会にあるという「人権モデル」の考え方が示されている。

これらの考え方を踏まえれば、「障害」はその人自身ではなく社会の側にあり、障害者は社会にある障害と向き合っている人たちと言える。

本検討委員会においても、委員から「障がい」表記を求める意見が出されているが、県としては、次の理由から、現時点においては、引き続き「障害」表記を使用することが適当と考えている。

- ・ 障害は社会の側にあるという考え方を明確にしたいこと。
- ・ 国における表記の在り方の検討も、平成24年以降進んでいないこと。

